



羽の情報便

寄付金の税金の取り扱い

寄付をした際の税金はどのようになるのでしょうか？

今回の大震災の影響で、お客様から寄附について聞かれることが多くなっています。義援金や寄附金の税務上の取り扱いについては、国税庁から資料が公表されました。具体的には、以下のようになります。

◆個人が義援金等を寄附した場合の取扱い

個人の方が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば、「寄附金控除」（所得控除＝所得から控除できる金額）の対象となります。以下のような義援金等が「特定寄附金」に該当します。

◆「特定寄附金」とは

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「[東北関東大震災義援金口座](#)」へ直接寄附した義援金
新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」として直接寄附した義援金等
- ⑤ 上記以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの

義援金等が、最終的に国や地方公共団体に拠出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされていない場合や、そのことが税務署において確認できないものについては、「寄付金控除」（所得控除）の対象にはならないということになります。なお、義援金等が「特定寄附金」に該当しても、それが全額「寄付金控除」の額になるわけではなく、控除額は【その年に支出した寄付金の額－2,000円】となります（特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%が上限）。

「寄付金控除」の適用を受けるためには、確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄附したことが確認できる書類を添付するなどの手続きが必要です。[日本赤十字社の「東北関東大震災義援金口座」](#)へ直接寄附する場合は、事前登録することにより領収証を発行してもらえます（郵便振替の場合は、郵便窓口で受け取った半券（受領証）が義援金等を寄附したことが確認できる書類になります）。この領収証や半券は大切に保管しておいてください。

◆法人が義援金等を寄附した場合の取扱い

法人が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務！ <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中！
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
■まぐまぐ！（<http://www.mag2.com/>） ■melma！（<http://melma.com/>）

お客様からのQ & A

今回の地震で自社製品を被災者に提供する場合、税務上の取扱いは寄付金として処理できますか？。

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等には該当しなく、広告宣伝費に準ずるものとして損金に算入されます。このような対応の場合は寄付金とはなりませんので注意が必要です。



税金まめ知識（第45回）繰延資産について

■繰延資産とは

繰延資産とは、支出した費用の効果が将来（1年以上）に持続するものを将来の利益に対応するものとして、繰り延べたものをいいます。

新規設立法人や開業したばかりの個人事業主の、営業に伴う初期費用を繰延資産として計上することが出来ます。商法で認められる「繰延資産」は次の通りです。

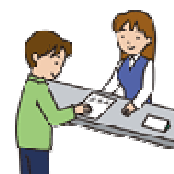
勘定科目	取扱い
創立費	会社の負担すべき設立費用。定款に記載して、創立総会で承認を受けたものをいう。定款等の作成費用、株式の募集・払込の費用、創立事務所の賃借料、設立事務に従事する使用人給与、創立総会の費用、発起人の報酬、設立登記の登録税など。 <償却期間> 会社設立後、5年以内に毎決算期に均等額以上計上。
開業費	会社設立後、営業開始までに支出した開業準備の費用をいう。土地・建物の賃借料、広告宣伝費、通信費、旅費交通費、支払利息・利子使用人給与、水道光熱費など。 <償却期間> 開業後、5年以内に毎決算期に均等額以上計上。

その他に、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、開発費、試験研究費、建設利息などがあります。

■繰延資産の償却について

繰延資産は、毎決算期に規定の金額を償却しなければなりません。この償却は強制です。繰延資産の償却額は、創立費償却等の科目で「営業外費用」に計上します。

但し、試験研究費の償却は、販管費の一科目として「別科目」を設けて処理をします。



3月の税務カレンダー

3月15日（火）

平成22年度分所得税の確定申告、贈与税の深刻期限



3月31日（木）

1月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

7月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例34： ホテル（年間 8.7%の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	1,831,679円／年	年間の電気料	1,670,909円／年

年間の電気料金削減金額 1年間で 160,770円 10年間で 1,607,700円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



ちょっとコーヒープレイク！ 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき (19)

似ているけれど・・・違いは何？



■ 「収束」と「終息」

「収束」とは、事態があるまとまりになること、収まること、「終息」は単純に事態が終わることです。

■ 「該当」と「当該」

該当は、「する」をつけて、当てはまるという意味の動詞として、「当該」は、主に他の名詞の前につけて今議論の対象になっている、まさにそのものという意味で内容を限定する形容詞的な形で用います。

■ 「悲しみ」と「哀しみ」

「悲しみ」は体も心もずたずたに傷つくような事とかとても辛い思いをすること。「哀しみはじわじわと湧きあがってくるような長くつづく物悲しい感情のことです。

■ 「小職」と「小生」

「小職」は地位の低い官職。官職についている人が自分をへりくだってという語で一般企業の会社員が使うのはあまり良くないといわれます。「小生」は一人称の人代名詞。男性が自分をへりくだってという語。



今月のコラム

今回の東日本大震災で被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

この地震により余震もいまだに続いており、福島第一原発や計画停電など問題は山積みなのですが、寒さも少し緩み、桜のつぼみも膨らみ、春が一步づつ近づいているのが唯一の心の安らぎです。

今回の大震災は、日本人がもう一度、生活を見直す良い機会となっておりますが、電気、水道、ガスなどのライフラインや灯油・ガソリンの重要さと有難さをしみじみ実感しています。人間というものは失ってみて初めてその重要さや有意義さを実感するものですが、今回の震災は多くのことを私たちに教えてくれた気がします。被災地のことを思い、買占めだけはやめましょう。

四月から新年度という企業様も多いかと思いますが、世の中いろいろなことが起こっていますが、心機一転、新たなスタートをきりたいものです。外出からもどつたら手洗い・うがいをおささずに健康にも十分留意してがんばっていきましょう。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

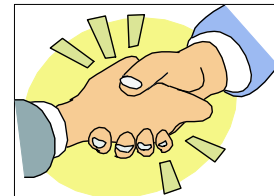
※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

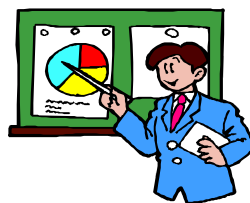
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



節電に心がけましょう。

